

第179号

くらしのウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー2月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り 新鮮情報

「契約中の**大手電力会社**の代理店を名乗る人が突然訪問し『電気代が**安く**なる。電気の**検針票**を見せてほしい』と言われ、理解しないまま申込書に**署名**し**供給地点特定番号**を書いて

しまった。書面はなく、

内容が

よく分からないので
解約したい」と地域の
高齢者から民生委員の
私に相談があった。
どう対応したらよいか。
(当事者：70歳代 男性)

お
あ
ん
く
な
り
ま
す
よ
!



©Kurosaki Gen

検針票は 見せないで 電気の 契約切り替えトラブル

- ・電力会社等は、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に教えないようにしましょう。
- ・大手電力会社などを名乗るケースがみられます。実際の契約先はどこになるのか、事業者名や連絡先をよく確認しましょう。

(国民生活センター見守り新鮮情報より引用)

消費生活関連

2月中にウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「古い靴を引き取る。」と勧誘があり、「古い靴は無い。」と断ったが「必ずあるはずだ。」と言われた。他の家の古い草履を1000円で引き取った話をされたが、再度断り今後は電話をしないよう伝えた。
- ・生命保険の勧誘で「パンフレットを送っても良いか。」と電話があつたが断った。(他, 生命保険の加入を勧められたが断った等2件)

その他

- ・携帯電話会社のクレジットカードを勧められたので、携帯電話ショップに行き話を聞いたところ、携帯電話会社が提携する電気の契約をしないかと勧められたので断った。
- ・灯油の配達を依頼したら、頼んだ以上の量をタンクに給油された。その後、値上がりしたので結果的に良かった。
- ・スマホのSMSに携帯電話会社名でメッセージが届いた。内容は「利用停止予告, 携帯料金未払い, お支払いのお願い」とあり、URLが添付されていた。この電話会社とは契約していないので、すぐに詐欺だとわかった。
- ・午後5時頃、リサイクル業を名乗る業者がチラシを持って来た。「ネックレスなどを買取る。」と言われたが断った。
- ・新聞で、お茶の広告を見て電話をかけたところ、広告にある商品はサイズが小さいということで大きい商品を勧められた。断ったところ、定期コースを勧められ、断ったが勧誘がしつこかった。

消費生活相談員からのコメント

訪問販売の業者から勧誘を受けた際に「どのように断れば良いか急に思いつかない。」「面と向かって断るのは怖い。」などの場合、「訪問販売お断りステッカー」を活用しましょう。

しつこい勧誘などで困った時は、消費生活センターや、警察に相談しましょう！！

訪問販売お断り!!

当世帯の全居住者は、訪問販売による商品・サービスについての販売・提供の勧誘をお断りします。
当世帯の居住者の意思に反する勧誘があった場合は、大崎市消費生活センター、または警察に通報します。



大崎市消費生活センター
0229-21-7321

「外に貼ってあるステッカーのとおりです」などと言って、「断る意思」を伝えましょう！！

※「訪問販売お断りステッカー」については「貼っていたが印刷の色が薄くなってしまった」「転居したので手元に無い」など、市内在住の方には在庫の範囲でお渡しすることが可能です。下記にお問い合わせください。

大崎市消費生活センター 0229(21)7321

食品の品質表示

2月中にウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈2月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況		
生 鮮 食 品	農産物	大根	名称・産地	20	有	20	
		みかん			無	0	
	水産物	魚	名称・産地	20	有	20	
		豚肉			無	0	
	加工食品		かまぼこ	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	10	有	10
						無	0

◆報告

- ・アサリ産地偽装の件ですが、以前はどの店舗でも「熊本産」だったが、偽装発覚後は「中国産」と表示が変わった。
- ・アサリの産地偽装に関し、「当店は関係ありません」と張り紙があった。
- ・ビニール袋に入ったみかんのシールに「甘くとても食べ頃」と貼ってあったが、食べてみたら酸っぱくてちょっとがっかりした。
- ・大根に葉が付いている物や付いていない物など、種類やサイズが豊富にたくさん並んでいた。

加工食品の原料原産地表示について

もうすぐ経過措置期間(準備期間)【令和4年(2022年)3月31日まで】が終了します。4月1日以降に製造・販売される製品には、原料原産地を必ず表示する必要があります。

対象原材料が

生鮮食品の場合

(例：ウインナーソーセージの豚肉 等)

「国産」等と
その**産地**を表示

加工食品の場合

(例：チョコレートケーキのチョコレート 等)

「国内製造」等と
その**製造地**を表示

～消費者庁パンフレットより抜粋～

～編集後記～

令和4年4月1日から消費生活に関する制度が変わります。

加工食品の原産地表示については、国内で作られた加工食品には「原料産地表示」が行われます。平成29年改正の「食品表示基準」により令和4年3月までの「経過措置期間」がありました。4月1日以降に製造・販売される製品には原料原産地を表示されることになります。



また、未成年者の契約については、民法改正により、4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。18歳、19歳の方も親権者の同意が無くても様々な契約をすることができるようになります。今までは未成年取消が可能でしたが、成人になると未成年者取消ができなくなります。

社会経験に乏しい若者を狙い打ちにする悪質な業者もいます。安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があるので注意が必要です。契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、よく考える力を身につけることが大切です。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)

令和4年3月23日 発行